

技術提案等の各様式への記載に当たっての留意点

平成 30 年 4 月

1. 全般

- ① 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 縦、技術提案書の提出枚数は 1 提案 1 枚とし、説明資料等は添付しないこと。
これに外れる提出方法は参加資格がないものとする。
- ② 文字の大きさは 12.0 ポイントとする。
- ③ 「具体的な技術提案の内容」について、**1 行あたりの文字数は 40 字、行数は 20 行以内**とする。（半角文字で記載した場合も 1 字とする。）
- ④ 発注者が指定する課題事項について、「着眼点」、「具体的な提案内容」、「期待される効果」について簡潔に記載する。
- ⑤ 特に強調したい箇所は、下線や着色等を付けてもよい。
- ⑥ 現地条件を踏まえて記載すること。
- ⑦ 発注者が指定した部材・工法等の品質の確認方法、管理方法が課題の場合、農業農村整備等の事業で構築する構造物に求められる機能を踏まえて記載すること。
- ⑧ 提案数が発注者が求める提案数を超えて提出された場合は標準案扱いとし、「適切である」以上の評価とはしない。
- ⑨ 提案数が発注者が求める提案数に満たなくても通常の評価をする。
- ⑩ その他、別途入札説明書に記載された留意点による。

2. 総合評価落札方式の技術提案書作成上の留意点

(1) 技術提案の求め方について

更なる公共工事の品質確保の促進を図る観点から、下記により技術提案を求めるものとする。

- ① 現場条件の変更に伴い影響を受ける不確実性の高い項目は、技術提案課題として設定しない。
- ② コスト負担を要するハード対策が必要な場合は、標準案として予定価格で計上する。

(2) 過度なコスト負担を要する技術提案（オーバースペック提案）について

- ① 「過度なコスト負担を要する技術提案」に該当するかは、個別の工事現場条件によって左右されることがあり、該当する場合としない場合があることに十分留意するものとする。
- ② 提出された技術提案の内容が、以下に示す事例に該当する場合は、過度なコスト負担を要する技術提案（オーバースペック提案）として「不採用」とする場合がある。

また、以下の事例に該当しない場合であっても、提案内容の審査により過度なコスト負担を要する技術提案（オーバースペック提案）と判断した場合は、「他の技術提案と比較し、より優位な評価をしない」場合がある。

なお過度なコスト負担を要する技術提案に該当するかどうかの判断は、個別の案件ごとに積算等で総合判断するものとする。

③ 過度なコスト負担を要する技術提案（オーバースペック提案）とは、次に示すものを想定している。

1) 同一の部位において、同一の目的で使用する材料の併用や複数の提案を実施することによる改善効果に対して過剰な費用を要すると判断される提案の事例

- ・コンクリートの配合において、ひび割れ防止目的のコンクリート混和材料を2種併用するとした提案
- ・トンネル工事等において、養生のための設備に加え養生剤を併用するとした提案
- ・PCケーブルの品質・耐久性向上対策として、特殊なケーブルの採用に加え特殊なシースを併用する提案

2) 要求水準に対し、過剰な品質・性能を実現する設計図書や設計基準等の規定の範囲を超えた高価な材料の使用など、（使用する必要性が低いと判断される提案の実施に）過剰な費用を要すると判断される提案の事例

- ・設計図書等の範囲を超えた材料のグレードアップをするとした提案
- ・コンクリートの品質確保を目的として、標準よりもコンクリート強度をグレードアップするとした提案
- ・機種・機械の大型化により、設計図書の範囲を超えた効率化等を目的とした提案
- ・設計図書等で定めた地点以外へ交通整理員を配置するとした提案
- ・過大な仮設敷鉄板、仮設鋼矢板等の施工に関する提案

3) 設計図書等に定められた要求水準を超える過剰な上限値であると判断される提案の事例

- ・出来高、品質管理について、設計図書の定めを上回る自主基準の設定に関する提案
- ・工事中の騒音・振動・水質汚濁対策として、規制値を上回る自主管理基準の設定や、設計図書等で定めた基準値を大幅に下回る施設を設置するとした提案に関する提案